

## ■ 4条1項11号

不服 2022-021324

### <本願商標>

「漢方オンラインMR」（標準文字）

第44類「オンラインによる医療情報の提供, オンラインによる医薬品に関する医療情報の提供, 漢方医学に関する医療情報の提供, 漢方薬の調剤に関するコンサルティング及び情報の提供, 医薬品に関する医療情報の提供, 医療情報の提供, 健康管理に関する指導及び助言, 栄養の指導, 健康診断, 医業・医療情報の提供・健康診断・歯科医業・調剤に関する情報の提供, 医業・医療情報の提供・健康診断・歯科医業・調剤に関する助言」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標1：「O n - l i n e MR」（標準文字）

第44類「医療情報の提供, 医薬品に関する医療情報の提供」

引用商標2：「オンラインMR」（標準文字）

第44類「医療情報の提供, 医薬品に関する医療情報の提供」

引用商標3：「O n l i n e MR」（標準文字）

第44類「医療情報の提供, 医薬品に関する医療情報の提供」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「漢方オンラインMR」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさをもって、等しい間隔で外観上まとまりよく一体的に表されたものである。

そして、本願商標から生ずる「カンポーオンラインエムアール」の称呼は、無理なく一連に称呼し得るといふべきである。

そうすると、本願商標の構成中「漢方」の文字部分が、「中国から伝来した医術。」（「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）を意味する語であるとしても、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

してみれば、本願商標は、その構成文字から「オンラインMR」の文字部分のみに着目して取引に当たるといふよりは、むしろ本願商標の構成全体をもって取引に資されるといふのが自然である。

したがって、本願商標から「オンラインMR」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

#### 弁理士コメント

本願商標「漢方オンラインMR」は、その構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であるから、引用商標「On-line MR」等とは類似するものではない、と判断されました。

引用商標の中でも、本願商標「漢方オンラインMR」との類似性をもっとも近いのは、引用商標2「オンラインMR」と言えるでしょう。本願商標は、この語頭に「漢方」の文字を付加した構成にすぎません。

また、引用各商標の権利者は同一の企業であり、実質的に同一と言える商標について、わざわざ複数の表記のバリエーションを商標登録しているほどですので、この商標へのこだわりは相当強いことが容易に予想できます。

そうすると、引用商標権者の立場としては、本願商標が引用各商標とは非類似のものとして登録が認められることには、到底看過できないであろうと思われます。

ただ、「インターネット通信に接続されていること」を意味する「オンライン」の語と、「医薬情報担当者」を意味する「MR」の語は、ともに識別力が弱いといわざるを得ません。実際に、引用商標2及び3は、商標全体として識別力が認められないとして、審査において

拒絶理由通知が発せられた経緯があります。これに対しては、これらの商標が全体として一つの造語である点を主張した上で、登録が認められたようです。

そうであれば、たとえ本願商標が、実質的にこれらの商標に「漢方」が付加されたにすぎない構成であり、また、「漢方」の語の識別力が弱いとしても、商標全体として引用各商標とは非類似であると判断されたのは、しかたがないような気がします。

もともと、類否判断の手法としてはそうであったとしても、実際の市場において両商標の誤認混同が本当に生じないものかどうかと言えば、個人的には疑問が残ります。特に、もし引用各商標が業界内ですでに周知・著名の状態に至っていれば、誤認混同の可能性は高まる気がします。

なお、本審決の考え方に基つけば、原則として「〇〇〇オンラインMR」と「オンラインMR」は非類似と判断されるものであり、「〇〇〇オンラインMR」と「□□□オンラインMR」も、非類似と判断されるべきものと考えられます。たとえば、この後に誰かが「**予防接種オンラインMR**」といった商標を出願した場合、本審決の理屈では、本願商標や引用各商標とは非類似と判断され、登録が認められるということになりそうです。

理屈としてはわかるのですが、なんとなく釈然としないのは当職だけでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2023年10月16日 >